

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城千秋
理 事 宮城政剛



医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託の検査
対象期間の取扱いについて（通知）

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

那覇市より「医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託の検査対象期間の取扱いについて（通知）」が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊・上原／電話 098-868-7579）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

那健保総第5058号
令和4年2月8日

那覇市医師会
会長 山城 千秋 様

那覇市長 城間幹子
(公印省略)

医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託の検査
対象期間の取扱いについて（通知）

令和4年1月28日付けで契約を締結した「医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託契約」について、検査対象期間を下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

- (1) 1/3～1/14の業務前検査（待機期間14日間）
1日目～14日目の期間、医療に従事するための業務前検査を対象とする。
- (2) 1/15～1/28の業務前検査
○社会機能維持者として待機期間を短縮する場合
1日目～6日目（抗原定性の場合は7日目まで）の期間、医療に従事するための業務前検査を対象とする。
- (3) 1/29以降の業務前検査
○社会機能維持者として待機期間を短縮する場合
1日目～5日目の期間、医療に従事するための業務前検査を対象とする。

上記(1)～(3)に該当しない検査について不明な事項がある場合は、下記へ問い合わせください。

※別紙「検査対象期間の考え方」添付